

栽培産地立地協定合意書

飯舘村（以下「甲」という。）、株式会社サンライズ（以下「乙」という。）及び株式会社ダイサン（以下「丙」という。）は、乙が進める農業生産地としての魅力創造ならびに「ゼロカーボンビレッジいいたて」に関連した未来志向型農業体系に関する熱利用に関連し、乙と丙が計画するトマト栽培施設を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙と丙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、乙と丙が木質バイオマス発電施設の熱利用を前提としたトマト栽培施設を蕨平地区に新たに設置することについて合意し、甲は、乙と丙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

（新施設の設置計画）

第3条 丙は、別紙事業計画書に基づき、新施設を設置するものとする。

（労働力の確保）

第4条 丙は、地域振興の観点に立って、新施設の従業員については、飯舘村民の優先的な雇用に努めるものとする。

（労働条件）

第5条 乙と丙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

（生産物の流通）

第6条 乙と丙は、相互協力を行い、品質の高い農産物の生産と、生産物の流通を確保するものとする。

（周辺への配慮）

第7条 乙と丙は、新施設の建設及び事業活動を行うにあたり、公害関係法令等を遵守するとともに、環境保全・公害の防止に万全を期するものとする。

2 乙と丙は、新施設の建設及び事業活動を行うにあたり、地元から苦情等が生じないよう十分に配慮し、万一苦情等が発生した場合は、誠意をもって速やかにその解決に努めるものとする。

（協議）

第8条 乙と丙は、事業計画に記載の内容を変更する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（業務の報告）

第9条 甲は、乙と丙に対し、必要に応じ乙と丙の協定に基づく業務内容を十分に知ることができる資料の提出を求めることができるものとする。

（協定の解除）

第10条 乙と丙が蕨平地区での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に反する行為等により、立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場合、甲は本協定を解除することができるものとする。

2 新施設の建設に際し、補助事業等の確定が出来なかった場合は、甲、乙及び丙は、協議により本協定を解除することができるものとする。

（疑義の処理）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙による協議の上処理するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 6 年 6 月 24 日

甲 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯舘村長

杉岡 誠

乙 群馬県前橋市西善町620番地5

株式会社サンライズ

代表取締役

高木 慶治

丙 広島県廿日市市阿品台2-16-12

株式会社ダイサン

代表取締役

市元 幹也